

河川の護岸等が壊れていた場合ご注意ください

大雨による洪水等で河川の護岸（ブロック等）が壊れたり、裏側に穴が開いたりすると、大変危険な状態になることがありますので、このような場所には絶対に近寄らないでください。

県では、日頃から河川パトロールを実施し安全確保に努めているところですが、河川管理施設（堤防や護岸等）に異常を発見した場合、近隣の総合支庁まで連絡をお願いします。

◆河川管理施設の異常の例



写真のような場所は、護岸や裏側が急に崩れる可能性があります。大変危険ですので絶対に近寄らないでください。

◆情報提供先

	電話番号	所管する市町村
村山総合支庁河川砂防課	023-621-8229	山形市・上山市・天童市・山辺町・中山町
村山総合支庁西村山河川砂防課	0237-86-8413	寒河江市・河北町・西川町・朝日町・大江町
村山総合支庁北村山河川砂防課	0237-47-8679	村山市・東根市・尾花沢市・大石田町
最上総合支庁河川砂防課	0233-29-1408	新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村
置賜総合支庁河川砂防課	0238-26-6085	米沢市・南陽市・高島町・川西町
置賜総合支庁西置賜河川砂防課	0238-88-8233	長井市・小国町・白鷹町・飯豊町
庄内総合支庁河川砂防課	0235-66-5626	鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町